

平成 28 年度 第 11 回幹事会議事録 要約

開催日時：平成 29 年 2 月 18 日(土) 16 時 10 分～19 時 10 分

開催場所：梅田サテライトキャンパス

成立要件：出席者 24 名（委任状 3 名）、欠席者 0 名（※定足数 20 名以上）

1. 報告事項

(1) 会長

- ・3 月 3 日（金）プロジェクト共有研究発表会、3 月 4 日（土）近畿支部長懇談会に出席した。

(2) 総務部会

- ・2 月 18 日（土）15 時より部会を開催した。校友会費委託徴収の件、平成 29 年度総務部予算について検討した。

(3) 運営事業部会

- ・2 月 18 日（土）13 時より北大阪支部の設立総会案内はがきの住所シール貼り作業の手伝い。15 時から運営事業部会を開催して北大阪支部設立の承認と、支部長懇談会のアンケート集計結果を各支部長に送付することを決めた。また、平成 29 年度支部長懇談会は平成 28 年度と同様の内容で実施する。平成 29 年度運営事業部予算については継続して検討する。

(4) 広報事業部会

- ・特になし

(5) 事務局

- ・魏桜流拳法部設立 50 周年祝賀会開催のため、旧部員の個人情報をもとに学生部に提供依頼して、魏桜流拳法部 OB の藤原氏に提供した。

2. 協議事項

(1) 校友会会費の徴収事務委託契約書（案）について

総務部長より、法人と校友会との校友会会費委託徴収契約書の内容について、財務部次長と摺合せをした結果、校友会が修正提案した内容が了承されたとの報告があった。

また、校友会には経理規程が整備されていないため、法人の経理規程を参考に整備することになった。

(2) 平成 29 年度予算（案）について

総務部長より、総務部の人件費で会計士等の経理の専門職を雇用したいと考えていたが、校友会には収益事業がないため、現状の経理内容と管理体制で十分対応が可能であると判断し、経理の専門職の雇用はしないこととした。

また、校友会事務室の業務が多くなり、事務員 1 人あたりの収入限度（年間 98 万円）の枠内で収まらない可能性があるため、事務員を 1 名増員したいとの説明があった。要望内容の詳細は、次回の幹事会で説明することになった。

(3) 校友会学生表彰者について

大阪産業大学プロジェクト共有の発表会で、会長推薦として、①鳥人間プロジェクト、②森川田んぼプロジェクト、③ソーラーカープロジェクトの 3 団体が表彰対象となったことが報告され、協議の結果、校友会表彰をすることが承認された。

(4) 大阪桐蔭高等学校へのお祝い金について

大阪桐蔭高等学校野球部の春の選抜出場にともない、校友会より御祝い金として 10 万円

を支出したいとの提案があり承認された。

3. 審議事項

(1) 北大阪支部（仮称）の設立承認の件について

運営事業部長より、北大阪支部の設立総会案内の発送準備が完了したとの報告があった。設立総会は、平成 29 年 4 月 23 日（日）12 時よりホテルグランビア大阪 20 階鳳凰の間で開催される。11 時 30 分から受付開始、12 時から設立総会、13 時から懇親会が開催されるとの説明があり、北大阪支部設立について審議の結果、承認された。

(2) 次期校友会代議員候補者選出について

小泉会長より、次期校友会代議員候補者の選出について、当初は代議員数を削減する予定であったが、新規の代議員候補者 38 名のうち 16 名が平成の卒業生であり、次期代議員候補者届が提出されたものは受け入れるという方向で候補者を選ばせていただいた。

前回の幹事会で承認された方の人数は 93 名、候補者届を提出されているが候補者として判定されなかった方が 5 名である。また、候補者届は未提出ではあるが、これまでの代議員会への出席率 100%の 8 名中、次期代議員候補者としての意思表示をされた方が 6 名で、合計 104 名の方が次期代議員候補者とさせていただきたい、との説明があった。

審議の結果、104 名が次期代議員として承認された。

(3) 校友会副会長の選出について

小泉会長より、これまで副会長は学内 2 名、学外 2 名の合計 4 名で運営してきたが、学外の梅原副会長が幹事会で定める定年 70 歳で辞められる。次期の副会長を補充しなければならないが、当面の間は現職の森本氏、宮本氏、福井氏の 3 名に継続して副会長をお願いしたいとの提案があり、審議の結果、承認された。

(4) 会計監事の選出について

小泉会長より、現在の会計監事は荒木氏、加門氏、中澤氏、工藤氏の 4 名であるが、中澤氏が辞退を表明された。補充として有田幹事を次期会計監事に推薦したいとの提案がなされ、審議の結果、承認された。

(5) 校友会ロゴの使用について

総務部長より、奈良県支部長から校友会ロゴを名刺に使用させていただきたいとの申し出があったことが報告され、校友会ロゴの使用について審議した。

その結果、校友会ロゴの意匠登録も含めて適正に管理しなければならない。そのためには総務部ならびに運営事業部で検討し、法人との調整後、校友会ロゴの使用についての方針を幹事会へ提案することになった。

以上